

修正箇所一覧

頁	修正後	修正前
1 頁	<p>また、新受刑者に占める再入者の割合についても年々高くなっており、平成 30 年の新受刑者数 <u>1,430 人</u>のうち再入者数は <u>908 人</u>で、その割合は <u>63.5%</u>に上っています。</p>	<p>また、新受刑者に占める再入者の割合についても年々高くなっており、平成 29 年の新受刑者数 <u>1,642 人</u>のうち再入者数は <u>1,050 人</u>で、その割合は <u>63.9%</u>に上っています。</p>
5 頁	<p>6 めざす姿</p> <p>誰もが何かの弾みやきっかけで罪を犯してしまう可能性を有しています。不条理にも犯罪の被害に遭った人やその家族等に対して支援の手が差し伸べられるべきなのは当然のことですが、犯罪をした者等に対しても、<u>真摯に反省し社会復帰に臨むのであれば</u>、その立ち直りを助け、間違っても再び罪を犯し、新たな被害者が生まれることのないようにしなければなりません。</p> <p>こうした考え方の下、本計画では、再犯によって新たな被害者が生まれることのないよう、犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合及び新受刑者に占める再入者の割合の抑制をめざします。</p>	<p>6 めざす姿</p> <p>誰もが何かの弾みやきっかけで罪を犯してしまう可能性を有しています。不条理にも犯罪の被害に遭った人やその家族等に対して支援の手が差し伸べられるべきなのは当然のことですが、犯罪をした者等に対しても、<u>自らの行為を悔い改め、真摯に社会復帰に臨むのであれば</u>、その立ち直りを助け、間違っても再び罪を犯し、新たな被害者が生まれることのないようにしなければなりません。</p> <p>こうした考え方の下、本計画では、再犯によって新たな被害者が生まれることのないよう、犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合及び新受刑者に占める再入者の割合の抑制をめざします。</p>
6 頁	<p>平成 30 年の大阪保護観察所における保護観察終了者 <u>1,264 人</u>のうち、保護観察終了時に無職である者の数は <u>398 人</u>で、<u>31.5%</u>を占めています。</p>	<p>平成 29 年の大阪保護観察所における保護観察終了者 <u>1,326 人</u>のうち、保護観察終了時に無職である者の数は <u>459 人</u>で、<u>34.6%</u>を占めています。</p>

頁	修正後	修正前
8 頁	<p>▶ 総合評価方式一般競争入札における取組 [新規]</p> <p>ハートフル条例第 12 条の 2 に基づき、<u>庁舎清掃業務委託契約等の総合評価方式一般競争入札において、大阪保護観察所に協力雇用主として登録した事業者及び保護観察対象者等を雇用した事業者を評価する取組を実施します。【治安対策課、総務委託物品課、発注所管各課】</u></p>	<p>▶ 総合評価方式一般競争入札における取組 [新規]</p> <p>ハートフル条例第 12 条の 2 に基づき、総合評価方式一般競争入札等において、大阪保護観察所に<u>協力雇用主として登録し、保護観察対象者等を雇用した事業者を加点評価する仕組みづくりを検討します。【治安対策課、総務委託物品課、発注所管各課】</u></p>
9 頁	<p><u>平成 30 年</u>に大阪府内の刑務所を出所した者のうち、出所時に帰住先がない者の割合は <u>25.5%</u>を占めています。</p> <p>そして、<u>平成 30 年度</u>に大阪府内の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は <u>509 人</u>に上ります。</p>	<p><u>平成 29 年</u>に大阪府内の刑務所を出所した者のうち、出所時に帰住先がない者の割合は <u>36.5%</u>を占めています。</p> <p>そして、<u>平成 29 年</u>に大阪府内の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は <u>466 人</u>に上ります。</p>
11 頁	<u>コラム「協力雇用主」</u>	(追記)
12 頁	<u>コラム「大阪府就労支援事業者機構の取組」</u>	(追記)
13 頁	<p>また、全国の平成 29 年の刑法犯検挙人員のうち精神障がい者等は 3,260 人で、全体に占める割合は 1.5%ですが、<u>平成 30 年の刑法犯の新受刑者数 11,563 人</u>のうち精神障がい者等は <u>1,642 人</u>で <u>14.2%</u>を占めています。</p>	<p>また、全国の平成 29 年の刑法犯検挙人員のうち精神障がい者等は 3,260 人で、全体に占める割合は 1.5%ですが、同年の刑法犯の新受刑者数 <u>12,184 人</u>のうち精神障がい者等は <u>1,578 人</u>で <u>13.0%</u>を占めています。</p>
17 頁	<p><u>平成 30 年</u>に仮釈放や執行猶予処分となった薬物事犯で、大阪保護観察所において保護観察の対象となった <u>966 人</u>のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた人数は <u>10 人</u>と、全体の <u>1.0%</u>に留まっています。</p>	<p><u>平成 29 年</u>に仮釈放や執行猶予処分となった薬物事犯で、大阪保護観察所において保護観察の対象となった <u>868 人</u>のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた人数は <u>16 人</u>と、全体の <u>1.8%</u>に留まっています</p>

頁	修正後	修正前
19 頁	<p>▼依存症相談、家族教室、専門研修の実施 〔既存〕</p> <p>大阪府こころの健康総合センターを依存症相談拠点支援センターとし、薬物を始めとする依存症専門相談窓口を設けるとともに、薬物依存症の本人を支える家族を対象に薬物問題の正しい理解とその対応について学ぶ教室（薬物依存症家族サポートプログラム）を開催します。また、<u>医療機関・関係機関の職員等を対象とした専門研修を実施し、薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成に取り組めます。</u>【大阪府こころの健康総合センター】</p>	<p>▼依存症相談、家族教室、専門研修の実施 〔既存〕</p> <p>大阪府こころの健康総合センターを依存症相談拠点支援センターとし、薬物を始めとする依存症専門相談窓口を設けるとともに、薬物依存症の本人を支える家族を対象に薬物問題の正しい理解とその対応について学ぶ教室（薬物依存症家族サポートプログラム）を開催します。また、<u>機関の職員等を対象とした専門研修を実施し、薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成に取り組めます。</u>【大阪府こころの健康総合センター】</p>
20 頁	<p><u>コラム「大阪府地域生活定着支援センターの取組」</u></p>	<p>（追記）</p>
21 頁	<p><u>コラム「大阪アディクションセンター(OAC)の取組」</u></p>	<p>（追記）</p>
22 頁	<p>《現状と取組方向》</p> <p>平成 30 年の大阪府警察による刑法犯検挙人員 15,918 人のうち、<u>犯罪少年（14 歳以上 20 歳未満）の検挙人員は、2,236 人（14.0%）であり、10 年前と比較すると、人員及びその割合は減少傾向を示していますが、平成 30 年の犯罪少年の刑法犯検挙人員のうち、978 人（43.7%）が再犯者であり、半数近くを占めています。</u></p> <p><u>非行や再非行の防止に当たっては、少年の特徴・心情を深く理解するとともに、家庭や学校、地域などの少年を取り巻く社会的環境を踏まえた対応が必要なことから、教育、警察、福祉の関係機関や地域で青少年に関わる各種団体等が連携して取組を推進します。</u></p>	<p>《現状と取組方向》</p> <p>平成 30 年の大阪府警察による刑法犯検挙人員 15,918 人のうち、<u>犯罪少年の検挙人員は、2,236 人（14.0%）であり、10 年前と比較すると、人員及びその割合は減少傾向を示しています。</u></p> <p><u>しかし、平成 30 年の犯罪少年の刑法犯検挙人員のうち、978 人（43.7%）が再犯者であり、半数近くを占めていることから、教育、警察、福祉の関係機関等の連携による非行防止の推進に取り組めます。</u></p>

頁	修正後	修正前
23 頁	<p>▼少年サポートセンターの運営 [既存]</p> <p><u>少年サポートセンターは、非行防止活動のキーステーションとして府内 10 カ所に設置しています。</u></p> <p><u>各センターには、警察本部が警察官と公認心理師等の資格を有する少年補導職員を配置する「少年育成室」を、知事部局がケースワーカー（社会福祉職）を配置する「育成支援室」を設け、両室の連携の下、非行の未然防止や立ち直り支援等、少年の健全育成のための活動を行います。行政と警察によるセンターの共同運営は、全国に先駆けた取組です。</u></p> <p>（以下省略）</p> <p>【青少年課、警察本部少年課】</p>	<p>▼少年サポートセンターの運営 [既存]</p> <p><u>非行防止活動のキーステーションとして府内 10 カ所に設置している「少年サポートセンター」において、知事部局、警察本部及び教育庁の三者による連携の下、非行未然防止や立ち直り支援等、少年の健全育成のための活動を行います。行政と警察によるセンターの共同運営は全国に先駆けた取組です。</u></p> <p><u>各センターでは、警察本部が警察官と公認心理師等の資格を有する少年補導職員を配置する「少年育成室」を、知事部局がケースワーカー（社会福祉職）を配置する「育成支援室」を設置し、それらが一体となって非行少年の立ち直りや非行防止に向けたきめ細かい取組を行います。</u></p> <p><u>具体的には、非行の前兆ともなりうる不良行為等の問題行動の早期発見を図るため、街頭補導活動や少年相談等の少年や保護者等に対する指導・助言等のほか、検挙・補導された少年や保護者・学校などから相談を受けた少年に対し、継続的な指導や一人ひとりの状況に応じた様々な立ち直り支援プログラムを実施します。</u></p> <p>（以下省略）</p> <p>【青少年課、警察本部少年課】</p>
23 頁	<p>▼少年非行防止活動ネットワークの活動支援 [既存]</p> <p><u>少年非行防止活動ネットワークは、少年非行の未然防止を図るとともに、少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐことを目的に、青少年指導員、自治会、PTA、市町村職員、教員等が参画する地域ネットワークです。</u></p> <p><u>府内の 66 市区町村全てにおいて構築されており、地元警察署や少年サポートセンター等とも連携して、巡回指導や声かけ活動を実施するなど、少年非行の未然防止等に取り組んでいます。</u></p> <p><u>府は、この地域ネットワークの定着化や活性化を図るため、研修や巡回への同行指導などの支援を行います。【青少年課】</u></p>	<p>▼少年非行防止活動ネットワーク（少年補導センター）の活動支援 [既存]</p> <p><u>少年非行の未然防止を図るとともに、少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐことを目的に、地域ボランティア（青少年健全育成団体等）、自治会、PTA、市町村職員、教員等で組織する「少年非行防止活動ネットワーク」を府内のすべての市区町村において構築し、地元警察署や少年サポートセンター等とも連携して、巡回指導や声かけ活動を実施するなど、少年非行の未然防止等に取り組めます。</u></p> <p><u>また、府として、この地域ネットワークの定着化や活性化を進めるため、研修の講師派遣や巡回街頭指導の同行などの活動支援を行います。【青少年課】</u></p>

頁	修正後	修正前
24 頁	<p>▼少年補導協助手員による立ち直り支援 [既存]</p> <p>少年補導協助手員制度は、中学生を中心とする非行グループ等に対して、民間有志のご協力を得て非行からの立ち直りに向けた指導を行うため、知事部局と警察本部が連携し、全国に先駆け昭和 38 年に設けた制度です。</p> <p>知事及び警察本部長が委嘱している少年補導協助手員（約 200 人）が、1 対 1 の面接指導や家庭訪問・学校訪問などの個人指導や、レクリエーション活動やグループカウンセリングなどの集団指導を行っており、少年の立ち直りを支援します。【青少年課、警察本部少年課】</p>	<p>▼少年補導協助手員による立ち直り支援 [既存]</p> <p>少年補導協助手員制度は、中学生を中心とする非行グループ等に対して、民間有志のご協力を得て非行からの立ち直りに向けた指導を行うため、知事部局と警察本部が連携し、全国に先駆け昭和 38 年に設けた制度です。</p> <p>知事及び警察本部長が、市区町村長及び警察署長からの推薦に基づき、人格、行動について社会的信望が高く、少年の善導について熱意と豊富な知識があり、また少年補導について知識、技能がある地域の方々に少年補導協助手員を委嘱しています（約 200 人）。少年補導協助手員は、1 対 1 の面接や家庭・学校訪問といった個人指導や、レクリエーション活動やグループ・カウンセリングといった集団指導を通じて、少年の立ち直りを支援します。【青少年課、警察本部少年課】</p>
24 頁	<p>▼青少年指導員による青少年の健全育成と非行防止 [既存]</p> <p>青少年指導員制度は、地域における青少年の健全育成活動と非行防止活動を推進することを目的に設けられた制度であり、青少年指導員は市町村長又は市町村教育長により委嘱されます。</p> <p>青少年指導員は、子ども会等地域の青少年団体の育成指導、市民祭り等の行事の際のパトロール指導、街頭での啓発活動や青少年の相談などの活動を行っており、府はこれらの活動が効果的に実施されるよう側面から支援します。【青少年課】</p>	<p>(追記)</p>

頁	修正後	修正前
24 頁	平成 30 年における少年院入院者（入院に係る非行時の居住地が大阪府の者）の非行時における最終学歴をみると、 <u>244 人中 111 人が高校中退、34 人が中学卒業であり、全体の構成比で見るとそれぞれ 45.5%（1 位）、13.9%（3 位）で、合わせて 59.4%を占めています。</u>	平成 29 年における少年院入院者（入院に係る非行時の居住地が大阪府の者）の非行時における最終学歴をみると、 <u>217 人中 90 人が高校中退、41 人が中学卒業であり、全体の構成比で見るとそれぞれ 41.5%（1 位）、18.9%（3 位）で、合わせて 60.4%を占めています。</u>
27 頁	<u>コラム「少年サポートセンターって何？」</u>	(追記)
28 頁	性犯罪（強制性交等・同致死傷、強制わいせつ・同致死傷）による新受刑者（入所に係る犯行時の居住地が大阪府の者）の平成 30 年の状況を見ると、 <u>30 人のうち、10 人（33.3%）が複数回入所者で、7 人（23.3%）が累犯（懲役に処せられた者が、刑の終了又は免除の日から 5 年以内にさらに有期懲役に処すべき場合又はそのような犯罪が 3 回以上続く場合をいいます。）という状況です。</u>	性犯罪（強制性交等・同致死傷、強制わいせつ・同致死傷）による新受刑者（入所に係る犯行時の居住地が大阪府の者）の平成 29 年の状況を見ると、 <u>37 人のうち、11 人（29.7%）が複数回入所者で、8 人（21.6%）が累犯（懲役に処せられた者が、刑の終了又は免除の日から 5 年以内にさらに有期懲役に処すべき場合又はそのような犯罪が 3 回以上続く場合をいいます。）という状況です。</u>
35 頁	<u>コラム「『大阪府子どもを性犯罪から守る条例』に基づく取組」</u>	(追記)
38 頁	▼再犯防止講演事業 [新規] <u>再犯防止講演の開催を希望する市町村や団体等を募り、犯罪をした者等の社会復帰を支援する民間団体等と連携して講師を派遣し、府民理解の増進を図ります。【治安対策課】</u>	(追記)
39 頁	<u>コラム「更生保護施設・自立準備ホーム」</u>	(追記)
42 頁	<u>コラム「社会を明るくする運動」</u>	(追記)